

白山市男女共同参画及び人権啓発物品貸出要領

1 趣旨

この要領は、白山市男女共同・人権推進室（以下「市」という。）が所有する啓発物品（以下「物品」という。）を貸し出す場合の取扱いについて定めるものである。

2 貸出しする物品

- (1) ワーク・ライフ・バランス周知啓発タペストリー
- (2) 男女共同参画紙芝居（石川県作成）
- (3) 性の多様性に関する啓発パネル

3 貸出対象者

貸出対象者は、本市の区域内に住所を有する者、本市の区域内に通勤し、又は通学する者、又は本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体とする。

4 利用目的

男女共同参画及び人権に係る周知啓発・理解促進のための展示、イベント及び講座等における利用であって、次のいずれかに該当しない場合に限る。

- (1) 白山市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の政治、思想又は宗教等の活動に関する認められるとき。
- (4) その他、男女共同・人権推進室が利用について不適當であると認めるとき。

5 貸出期間

貸出期間は、原則として2週間以内で利用のために必要な期間とする。

貸出期間には、搬入、搬出に必要な日数も含む。

6 貸出しの申込み及び実績報告

- (1) 貸出しの申込みをする場合には、男女共同参画・人権啓発物品貸出申込書（様式1）に必要事項を記入の上、市に提出するものとする。（事前に電話で予約状況を確認のこと。）
- (2) 貸出期間終了後、事業実施報告書（様式2）に必要事項を記入の上、写真等を添え、市に提出するものとする。

7 貸出しに伴う費用

物品の貸出しは無料とする。

なお、物品の貸出しに伴う搬入、搬出に要する費用及び利用に当たって必要な一切の費用は、利用者の負担とする。

8 貸出期間中の管理等

貸出期間中の物品の管理責任は、利用者にあるものとする。

利用者は、物品が故障した場合又は物品を損傷、紛失した場合若しくは盗難された場合（以下「故障等」という。）は、直ちに市に連絡するものとする。

その故障等が、利用者の故意又は過失によるものと認められる場合は、市の指示により利用者が修理、弁償等を行うものとする。

9 著作権

利用者は、物品の著作権を侵害してはならない。

10 利用承諾の取消し

男女共同・人権推進室は、利用者がこの要領に定める事項を遵守しなかったときは、その利用の承諾を取り消すものとする。

この場合、利用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

11 その他

この要領に定めるもののほか、物品の貸出しについて必要な事項は別途市が決定する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

男女共同参画及び人権啓発物品貸出申込書

< 申込書送信先 >

白山市役所 男女共同・人権推進室

TEL : 076-274-9577

FAX : 076-275-2211

Eメール : danjyo@city.hakusan.lg.jp

申請者	住 所 団体名 代表者名 (担当者名)) 連絡先 (電話・FAX・メール等)
利用日時 場 所	日時： 年 月 日 (曜日) 午前・午後・夜 ~ 月 日 (曜日) 場所：
利用目的	<input type="checkbox"/> 研修会 (名称・対象：)) <input type="checkbox"/> ワークショップ (名称・対象：)) <input type="checkbox"/> その他 ()
貸出物品	(1) ワーク・ライフ・バランス周知啓発タペストリー <input type="checkbox"/> 全 10 種類 <input type="checkbox"/> 一部のみ () (2) 男女共同参画紙芝居 <input type="checkbox"/> あいちゃんのふしぎな夢カレー (小学生低学年向け) <input type="checkbox"/> 先生がお休みだって (小学生高学年向け) (3) 性の多様性に関する啓発パネル <input type="checkbox"/> 全 8 種類 <input type="checkbox"/> 一部のみ ()
【特記事項】	
※注意事項 ①承諾された利用目的にのみ使用すること ②第三者に転貸しないこと ③貸出物品の複製、転載を行わないこと	

